

確定申告のご案内

申告書作成会場のお知らせ

二月四日(月)から三月十五日(金)までの間、所得税・個人消費税・贈与税の申告書作成会場を東京国税局に開設します。

この期間は、日本橋税務署・京橋税務署内には、申告書作成会場を開設しませんのでご注意ください。

皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

日曜日の受付

二月二十四日(日)、三月三日(日)は、東京国税局で確定申告の相談と提出を受け付けます。

なお、当日は、日本橋税務署・京橋税務署での執務は行いません。

受付時間

午前8時30分～午後4時
(提出は午後5時まで)

相談時間

午前9時15分～午後5時

会場

東京国税局(千代田区大手町1-3-3 大手町合同庁舎三号館一階共用講堂)

申告と納税

所得税・贈与税

3月15日(金)まで

個人事業者の消費税および地方消費税

4月1日(月)まで

e・Taxをご利用ください

自宅やオフィスから申告・納税ができる「e・Tax」が、さらに便利で使いやすくなり

ました。

e・Taxのご利用には、事前にお住まいの区市町村で「住民基本台帳カード(電子証明書付)」の交付を受けてください。確定申告の期間は混雑が予想されますので、早めに交付を受けてください。

e・Tax ホームページアドレス
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

贈与税の申告をe・Taxで

平成二十四年分から贈与税の申告にe・Taxが導入されました。国税庁のホームページの「確定申告書作成コーナー」で作成した贈与税の申告書および各種届出書などをe・Taxで送信することができます。

国税庁ホームページアドレス

<http://www.nta.go.jp>

所得税の申告が必要な方

- ・事業をしている方
- ・不動産収入のある方
- ・土地や建物などを譲渡した方
- ・公的年金などの収入が四百万円を超える方
- ・公的年金などの収入が四百万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得が二十万円を超える方
- ・給与の収入が二十万円を超える方

給与所得者で給与以外の所得が二十万円を超える方
給与を二カ所以上から受けている方など

所得税の申告をする時所得税が還付される場合のある方

- ・源泉徴収された所得税がある方で次に該当する方
- ・医療費控除を受ける方
- ・住宅借入金等特別控除を受ける方
- ・年の途中で退職された方など

贈与税の申告が必要な方

個人から不動産や現金などで百万円を超える財産の贈与を受けた方。なお「配偶者控除の特例」や「相続時精算課税の特例」などを受ける方は、贈与税がかからない場合でも申告が必要です。

消費税の申告が必要な方

- ・平成二十二年分の課税売上高が一千万円を超える方
- ・平成二十二年分の課税売上高が一千万円以下の方で、「消費税課税事業者選択届出書」を提出されている方

税務署からお願い

「国税庁ホームページ」や「所得税の確定申告の手引き」などを参考に正しく計算し、添付書類を同封してください。

申告書の「控」に税務署の受付印が必要な方は、ボールペンで記載した「控」と切手を貼った返信用封筒を同封してください。

税をご利用ください。

- ・振替日 4月22日(月)
- ・所得税 4月24日(水)
- ・消費税込 4月24日(水)
- ・還付申告をされる方へ

還付金の振込先は、申告書の所定の欄に記入してください。

平成25年度分

個人の特別区民税・都民税の申告

平成二十五年一月一日現在中央区に住所を有し、平成二十四年中(一月一日～十二月三十一日)に所得のあった方は、三月十五日(金)までに申告してください。

また、公的年金などの収入が四百万円以下で、かつ、他の所得が二十万円以下の場合には確定申告が不要とされています。この場合であっても、住民税の申告は必要となる場合があります。

申告の必要のない方

- ・給与所得のみで支払者から給与支払報告書が区長あて

提出されている方

また、区内に住所を有しない方で、平成二十五年一月一日現在中央区内に事務所、事業所または家屋敷を有している方は住民税の均等割の課税対象となります。

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270

振り込め詐欺にご注意を 国税局・税務署の職員を装った振り込め詐欺にご注意ください。

※問合せ先 日本橋税務署 ☎(3663)8451

京橋税務署 ☎(3552)1151

平成25年度分 個人住民税の申告

平成二十五年一月一日現在中央区に住所を有し、平成二十四年中(一月一日～十二月三十一日)に所得のあった方は、三月十五日(金)までに申告してください。

税理士会による 無料申告相談

税理士による確定申告の無料申告相談を行います(日時・会場などは別表1のとおり)。必要書類をご持参ください。ただし、土地、建物および株式などの譲渡所得のある場合を除きます。

- ※問合せ先 東京税理士会日本橋支部 ☎(3662)3979
- 東京税理士会京橋支部 ☎(3553)1788

別表1

| 日時 | 2月4日(月)～15日(金) (土・日曜日・祝日を除く) | 2月25日(月)～3月1日(金) 3月6日(水)～8日(金) |
|----|---|-----------------------------------|
| | 午前9時30分～正午 午後1時～5時 (受付は午後4時30分まで) | |
| 会場 | 月島区民センター1階 月島特別出張所 | 日本橋公会堂 2階集会室 |
| 主催 | 東京税理士会 京橋支部 | 東京税理士会 日本橋支部 |

別表2 新契約における生命保険料控除額の計算

| 年間の支払保険料等 | 控除額 |
|--------------------|--------------------|
| 12,000円以下 | 支払保険料等の全額 |
| 12,000円超 32,000円以下 | 支払保険料等×1/2+6,000円 |
| 32,000円超 56,000円以下 | 支払保険料等×1/4+14,000円 |
| 56,000円超 | 一律 28,000円 |

別表3 旧契約における生命保険料控除額の計算

| 年間の支払保険料等 | 控除額 |
|--------------------|--------------------|
| 15,000円以下 | 支払保険料等の全額 |
| 15,000円超 40,000円以下 | 支払保険料等×1/2+7,500円 |
| 40,000円超 70,000円以下 | 支払保険料等×1/4+17,500円 |
| 70,000円超 | 一律 35,000円 |

平成25年度から適用される 個人住民税の改正

生命保険料控除の改正

生命保険料控除が次のように見直しされました。

ただし、適用限度額の合計(七万円)に変更はありません。平成二十四年一月一日以後に締結した保険契約等の控除(新契約)

(新契約)

新たに介護医療保険料控除を設け、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除のそれぞれの適用限度額が二万八千円とされました(別表2参照)。

平成二十三年十二月三十一日以前に締結した保険契約等の控除(旧契約)

従前と同様の一般生命保険料控除、個人年金保険料控除(それぞれの適用限度額三万五千円)が適用されます(別表3参照)。

新契約と旧契約の双方について保険料控除の適用を受ける場合の控除

新契約と旧契約の双方の支払保険料について、一般生命保険料控除または個人年金保険料控除の適用を受ける場合には、別表2(新契約)と別表3(旧契約)の合計額(上限二万八千円)となります。

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270

退職金の優遇税制の縮小

平成二十五年一月一日以降に支払われるべき退職金などについて、退職所得に対する十パーセントの税額控除が廃止されました。

勤続年数が五年以下の法人役員などの方に支払われる退職金などについて、退職所得控除を引いた残額の二分の一を所得金額とする措置が廃止されました。

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270

※問合せ先 税務課課税係 ☎(3546)5270